

三の倉センターのslag等の放射エネルギー測定結果について

東北地方及び関東地方の一部の一般廃棄物焼却施設の飛灰や下水道汚泥等から高い数値の放射性セシウム(Cs-134, Cs-137)等が検出されたことから、本市の一般廃棄物焼却施設である三の倉センターで発生するslag等について、放射エネルギーの測定を行ないました。

単位：Bq/kg

資料名	項目		測定結果	検出 下限値
三の倉センター slag	放射性ヨウ素	I-131	不検出	7
	放射性セシウム	Cs-134	不検出	7
		Cs-137	不検出	10
		合計	不検出	-
三の倉センター 飛灰	放射性ヨウ素	I-131	13	8
	放射性セシウム	Cs-134	不検出	11
		Cs-137	15	8
		合計	15	-
堆肥化センター 堆肥	放射性ヨウ素	I-131	不検出	11
	放射性セシウム	Cs-134	不検出	9
		Cs-137	不検出	16
		合計	不検出	-

資料採取日：平成23年9月1日

測定方法：緊急時における食品の放射能測定マニュアルに準拠

備考：「不検出」とは定量下限値未満のことです。

三の倉センターのslag、堆肥化センターの堆肥については全ての検査項目について不検出、三の倉センターの飛灰については微量の放射性ヨウ素(I-131)、放射性セシウム(Cs-137)を検出しましたが、特に問題のある数値ではありませんでした。

【参考】

平成23年6月28日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課発 「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」の「(2) 当面の取扱い」で示された一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)に埋立処分する基準は8,000Bq/kg以下(主灰又は飛灰)。